

農林漁業者経営継続緊急支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、スマート農林水産業の取り組みを推進するため、国の経営継続補助金を活用し、県が推進するスマート技術を活用した機械・設備等の導入を行う農林漁業者（以下「事業実施主体」という。）が事業を実施するのに要する経費に対して、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「スマート技術」、「スマート農林水産業」、「経営継続補助金事務局」、「補助事業」、「国補助金」、「単独申請」、「共同申請」とは、次の各号の定めるところによる。

- (1) 「スマート技術」とは、ロボット技術や情報通信技術等の先端技術をいう。
- (2) 「スマート農林水産業」とはスマート技術等を活用し、省力化や高収量・高品質生産を可能にする農林水産業をいう。
- (3) 「経営継続補助金事務局」とは、一般社団法人全国農業会議所に設置された部署をいう。
- (4) 「補助事業」とは、令和2年度補正予算経営継続補助事業をいう。
- (5) 「国補助金」とは、令和2年度補正予算経営継続補助金をいう。
- (6) 「単独申請」とは単独の農林漁業者が補助事業に申請すること、「共同申請」とは複数の農林漁業者が補助事業に共同で申請することをいう。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 この補助金の交付の対象となる経費は、以下のすべてを満たすものとする。

ア 事業実施主体が事業を実施するのに要する経費のうち、国補助金の「経営の継続に向けた取組」の交付の対象として経営継続補助金事務局が必要と認める経費（以下「補助対象経費」という。）であること。

イ 前項の経費に、別表1に定めるスマート技術を活用した機械・設備等が含まれること。

2 補助率は、補助対象経費の6分の1以内（国補助金の交付決定額の9分の2の額（千円未満切り捨て））とする。ただし、補助上限額は、以下のいずれか低い額とする。

ア 単独申請 22.2万円

共同申請 $22.2\text{万円} \times \text{農林漁業者の数}$ （ただし、222.2万円を上限とする。）

イ スマート技術を活用した機械・設備等の導入に要した経費

(補助事業の実施期間)

第4条 事業実施期間は、経営継続補助金事務局が国補助金の交付決定を行った日（令和2年5月14日まで遡及可能）から、経営継続補助金事務局が公募要領で定める事業完了日までとする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第5条 規則第3条第1項の規定による交付申請及び規則第12条の規定による実績報告は、補助金交付申請書及び実績報告書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 国補助金に係る交付決定通知書の写し（交付申請書等一切の添付書類を添付すること）
- (2) 国補助金に係る額の確定通知書の写し（実績報告書等一切の添付書類を添付すること）
- (3) 収支精算書（第2号様式）
- (4) スマート技術チェックシート（第3号様式）
- (5) その他知事が必要と認める書類

(補助条件)

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭(預金)出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (2) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産(以下「財産」という。)は、知事の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (3) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- (4) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (6) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (7) 補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入れ控除額が確定したときは、その金額(当該補助金に係る消費税等仕入れ控除額が明らかになり補助金額から減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金に係る消費税等仕入れ控除額確定報告書(第4号様式)により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (8) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けないこと(経営継続補助金を除く)。
- (9) その他、規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(補助金の交付の決定及び額の確定)

第7条 規則第6条の規定による補助金の交付の決定及び規則第13条の規定による額の確定は、補助金交付決定通知書及び額の確定通知書(第5号様式)により行うものとする。

(補助金の交付及び請求)

第8条 この補助金は、精算払の方法により交付するものとする。

- 2 補助金の交付を請求しようとする者は、補助金交付請求書(第6号様式)を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第9条 知事は、次の各号の一に該当する場合には、第7条の交付の決定及び額の確定を取り消すことができる。

- (1) 知事が別に定める期日までに、この補助金が請求されなかった場合。
- (2) 国補助金請求後に何らかの事由により経営継続補助金事務局から国補助金が支払われなかった場合。

(補助金の返還等)

第10条 事業実施主体は、次の各号のいずれかによる国補助金の返還または補助金相当額の納付を行ったときは、補助金返還等届出書(第7号様式)を速やかに知事に提出しなければならない。

- (1) 消費税等仕入控除税額の確定に伴う国補助金の返還
- (2) 交付決定の取り消し等に伴う国補助金の返還
- (3) 取得財産等の処分に伴う収入の納付
- (4) 収益納付に伴う国補助金相当額の納付

2 知事は、前項の報告があった場合には、この補助金の全部または一部の返還を命ずるものとする。

附則

この要綱は、令和2年7月1日から施行し、令和2年度農林漁業者経営継続緊急支援事業費補助金から適用する。

附則

改正後の要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(別表 1)

分野	機械・設備等
全分野共通	アシストスーツ
水田作・ 園芸共通	農業用機械の自動操舵システム
	農薬散布用ドローン
	圃場管理システム
	リモコン式草刈機、ロボット草刈機
水田作	可変施肥田植機
	直進アシスト・直進ガイダンス農機（田植機・トラクタ等）
	収量コンバイン
	水田の高度水管理システム
園芸	農業用ハウスの環境制御システム
	農業用ハウスのモニタリングシステム
	農業用ハウスのヒートポンプ
	機械化一貫体系に資する農機（定植機、収穫機、畝立施肥機等）
	スピードプレイヤー
	自動選別機
畜産	牛群管理・分娩監視システム（分娩監視カメラ、発情発見装置）
	搾乳ユニット搬送レール
	ミルクカー自動離脱装置
	哺乳ロボット
	自動給餌機・自走式配餌車
	餌寄せロボット
	畜舎等自動洗浄機
林	測量用ドローンおよび森林GIS変換ソフト
	3Dレーザースキャナ
	苗木運搬用ドローン
	コンテナ苗用生産機器類
	機械下刈用機械（従来の刈払機を除く）
	ICTによる生産管理用機器類
	自動伐倒・集材・運材機械
	ICT付きわな（鳥獣害対策用）
水産	自動昇降式赤潮観測機
	生け簀のモニタリングシステム
	データ通信機能付き高機能無線機
	このほか、知事が必要と認めるもの

第1号様式（第5条関係）

年度農林漁業者経営継続緊急支援事業費補助金交付申請書及び実績報告書

第 年 月 日
号

大分県知事

殿

（個人）

住 所

氏 名

（法人）

住 所

法 人 名

代表者の役職・氏名

※共同申請の場合は連名

年度農林漁業者経営継続緊急支援事業費補助金を交付されるよう、農林漁業者経営継続緊急支援事業費補助金交付要綱第5条の規定により申請し、あわせてその実績を報告します。

記

1 事業目的及び効果

2 事業完了年月日 年 月 日

3 経営継続補助金に採択された取組の事業名

4 経営継続補助金の「経営の継続に向けた取組」（国補助金）の確定額

円

5 補助金交付申請額

（「4 経営継続補助金の「経営の継続に向けた取組」（国補助金）の確定額」の2/9、千円未満切捨て。
ただし、以下①、②のいずれか低い額。①単独申請22.2万円、共同申請222.2万円、②スマート技術を活用した機械・設備等の導入に要した経費）

円

6 添付資料

（1）国補助金に係る交付決定通知書の写し（交付申請書等一切の添付書類を添付すること）

（2）国補助金に係る額の確定通知書の写し（実績報告書等一切の添付書類を添付すること）

（3）収支精算書（第2号様式）

（4）スマート技術チェックシート（第3号様式）

（5）その他知事が必要と認める書類

※共同申請の場合は、「4 経営継続補助金（国補助金）の確定額」、「5 補助金交付申請額」に内訳を記載のこと。

※「6 添付資料」は、申請者全員分を添付のこと。

第2号様式（第5条関係）

収 支 精 算 書

1 収 入

項 目	精 算 額	予 算 額	増 減	備 考
県費補助金 自己資金 国費補助金	円	円	円	
計				

※県費補助金は、国費補助金の交付決定額の9分の2の額を千円未満切捨で記入すること。

2 支 出

項 目	精 算 額	予 算 額	増 減	備 考
	円	円	円	
計				

スマート技術 チェックシート

申請者名：

（個人：氏名、法人：法人名、代表者名）

分野	該当 チェック欄	機械・設備等	導入に要した 経費 (円)
全分野共通	<input type="checkbox"/>	アシストスーツ	
水田作・ 園芸共通	<input type="checkbox"/>	農業用機械の自動操舵システム	
	<input type="checkbox"/>	農薬散布用ドローン	
	<input type="checkbox"/>	圃場管理システム	
	<input type="checkbox"/>	リモコン式草刈機、ロボット草刈機	
水田作	<input type="checkbox"/>	可変施肥田植機	
	<input type="checkbox"/>	直進アシスト・直進ガイダンス農機（田植機・トラクタ等）	
	<input type="checkbox"/>	収量コンバイン	
	<input type="checkbox"/>	水田の高度水管理システム	
園芸	<input type="checkbox"/>	農業用ハウスの環境制御システム	
	<input type="checkbox"/>	農業用ハウスのモニタリングシステム	
	<input type="checkbox"/>	農業用ハウスのヒートポンプ	
	<input type="checkbox"/>	機械化一貫体系に資する農機（定植機、収穫機、畝立施肥機等）	
	<input type="checkbox"/>	スピードプレイヤー	
	<input type="checkbox"/>	自動選別機	
畜産	<input type="checkbox"/>	牛群管理・分娩監視システム（分娩監視カメラ、発情発見装置）	
	<input type="checkbox"/>	搾乳ユニット搬送レール	
	<input type="checkbox"/>	ミルクカー自動離脱装置	
	<input type="checkbox"/>	哺乳ロボット	
	<input type="checkbox"/>	自動給餌機・自走式配餌車	
	<input type="checkbox"/>	餌寄せロボット	
	<input type="checkbox"/>	畜舎等自動洗浄機	
林	<input type="checkbox"/>	測量用ドローンおよび森林GIS変換ソフト	
	<input type="checkbox"/>	3Dレーザースキャナ	
	<input type="checkbox"/>	苗木運搬用ドローン	
	<input type="checkbox"/>	コンテナ苗用生産機器類	
	<input type="checkbox"/>	機械下刈用機械（従来の刈払機を除く）	
	<input type="checkbox"/>	ICTによる生産管理用機器類	
	<input type="checkbox"/>	自動伐倒・集材・運材機械	
	<input type="checkbox"/>	ICT付きわな（鳥獣害対策用）	
水産	<input type="checkbox"/>	自動昇降式赤潮観測機	
	<input type="checkbox"/>	生け簀のモニタリングシステム	
	<input type="checkbox"/>	データ通信機能付き高機能無線機	
上記以外	<input type="checkbox"/>	名称：	
合計額			

国の「経営継続補助金」で導入したスマート技術を活用した機械・設備等について、該当する欄にチェック（レ点）を入れてください。

記載のない機械・設備等の場合は、「上記以外」欄にその名称を記入してください。

第4号様式（第6条関係）

年度農林漁業者経営継続緊急支援事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書

第 号
年 月 日

大分県知事

殿

(個人)

住 所
氏 名

(法人)

住 所
法 人 名
代表者の役職・氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度農林漁業者経営継続緊急支援事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したので、農林漁業者経営継続緊急支援事業費補助金交付要綱第6条第7項の規定により下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 補助金の額の確定額
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額 (3 - 2) | 金 | 円 |

- (注) 1 別紙を添付すること。
2 その他参考となる書類
消費税確定申告の写し及びその添付書類（補助金に係るもの）を添付すること。

年度農林漁業者経営継続緊急支援事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額集計表

仕入に係る消費税額 及び地方消費税額 (A)	補助率 (B)	仕入に係る消費税等仕入 控除税額 (A×B)	備 考

(注)

- 1 「仕入に係る消費税及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により、仕入に係る消費税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
- 2 「仕入に係る消費税及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税等として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額とする。

年度農林漁業者経営継続緊急支援事業費補助金交付決定通知書及び額の確定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付け 第 号で交付申請及び実績報告のあった 年度農林漁業者経営継続緊急支援事業費補助金については、農林漁業者経営継続緊急支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付することに決定し、あわせてその額を確定したので通知します。

記

- 1 補助金の交付決定額 金 円
- 2 補助金の額の確定額 金 円

3 補 助 条 件

- (1) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (2) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、知事の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (3) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- (4) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (6) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (7) 補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入れ控除額が確定したときは、その金額（当該補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかになり補助金額から減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入れ控除税額確定報告書（第4号様式）により速やかに知事に報告するとともに、当該

金額を返還すること。

- (8) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けないこと（経営継続補助金を除く）。
- (9) その他、大分県補助金等交付規則及び農林漁業者経営継続緊急支援事業費補助金交付要綱の定めに従うこと。

年度農林漁業者経営継続緊急支援事業費補助金交付請求書

第 年 月 日 号

大分県知事 殿

(個人)

住 所
氏 名

(法人)

住 所
法 人 名
代表者の役職・氏名
※共同申請の場合は連名

農林漁業者経営継続緊急支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により、 年度農林漁業者経営継続緊急支援事業費補助金を下記のとおり請求します。

記

1 請求額 _____ 円

※振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号および預金の名義（カタカナ）
（以下の5項目（カタカナの名義含む）が記載された当該口座の預金通帳のページのコピーを添付すること。）

振込先金融機関名：
支 店 名：
預 金 の 種 別：
口 座 番 号：
預 金 の 名 義（カタカナ）：

（※共同申請の場合は、「1 請求額」に内訳を記載するとともに、補助事業者ごとに振込先情報等を記載すること。）

年度農林漁業者経営継続緊急支援事業費補助金返還等届出書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

(個人)

住 所

氏 名

(法人)

住 所

法 人 名

代表者の役職・氏名

※共同申請の場合は連名

経営継続補助金（国補助金）の返還または収入等の納付を行いましたので、農林漁業者経営継続緊急支援事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 経営継続補助金の返還または収入等の納付事由

- 消費税等仕入控除税額の確定に伴う国補助金の返還
- 交付決定の取り消し等に伴う国補助金の返還
- 取得財産等の処分に伴う収入の納付
- 収益納付に伴う国補助金相当額の納付

2 国補助金の返還額または収入等の納付額

_____ 円

3 全国農業会議所への送金日

年 月 日

※共同申請の場合は、代表者の役職・氏名を連名とし、「2 国補助金の返還額または収入等の納付額」に内訳を記載のこと。